議会活性化特別委員会第二次中間報告

平成31年3月4日、議会活性化特別委員会の第二次中間報告が行われた。

次に、日程4番、議会活性化特別委員会の中間報告についてを議題とします。 お諮りします。

議会活性化特別委員会の中間報告を求めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(堀川季延君) 異議なしと認めます。

よって、議会活性化特別委員会の中間報告を求めることに決定しました。

本案について、広陵町議会会議規則第46条第2項の規定により委員会から報告書が提出 されましたので、その内容について報告願うことといたします。

八尾議会活性化特別委員会委員長!

○議会活性化特別委員会委員長(八尾春雄君) おはようございます。

それでは、議会活性化特別委員会から中間報告を行いたいと思います。

当初、きょうは最終報告の予定でございましたが、以下に述べるとおり、委員会を継続をしたいという内容も含んでおりますので、よろしくお願いをいたします。

第2次中間報告。

去る平成30年9月22日、広陵町議会本会議において、議会活性化特別委員会中間報告を行った。今般、同年9月25日の第6回から平成31年2月21日第11回の活性化委員会の審議と視察研修等について以下のとおり報告する。

もとより、この特別委員会は、設置から1年後の平成31年3月議会最終日をもって終了する 予定であったが、この中間報告書に示すように、当初見込みに比較して膨大な課題に取り組 むこととなり、別途期間延長の提案を行うこととなったので、議員各位の御了解をお願いしたい。 第1に、下記のとおり二つの研修に取り組んだ。

1)まず、議会活性化の先進自治体である愛知県岩倉市に出かけ、議会改革の進捗状況や解決を迫られる課題等について調査した。特に議会サポーター制度・常任委員会からの質問権行使及び議員間討論に関して刺激を受けた。同市議会は議会基本条例を定めて議会改革の途上であるほか、大都市近郊で人口や面積も広陵町に近く参考になる。片道2時間余りで日帰りの研修となった。参加予定者から質問項目を募り、事前に先方に送って説明準備を要請したことや帰町後には全員からレポートの提出があり、お互いに交流して意見交換している。議会サポーターは、住民の中から無作為抽出や公募によって選任し、市議会の本会議や常任委員会等をできる限り傍聴し、その意見や提言を文章により市議会に提出することとなっている。議員と住民との情報や要望を円滑に伝えることを目的に活動されており注目している。さらに議会報告会を形骸化させないための工夫として「来なければ出かける」「相手の団体を特定しテーマを絞って報告する」などの実践で議会報告会への参加者にも変化が出ているので、

広陵町議会においても参考になる。さらに常任委員会の審議で、所属議員が市長に質疑し答弁をもらって討論し結論を出すことに加え、常任委員会自身が質問項目を整えて市長に質問し答弁を得る方式に取り組まれており、新しい手法で的確な答弁を得ようと努力されていることが注目される。

2) 二つ目の研修は、理事・部長各位から広陵町内の建築に関して、政策立案から建築までの一連の流れについて基本的な説明を受けた。補正予算案の審議で不可欠の知識であり賛否の判断にも影響がある。この中では「総合評価方式」「指名競争入札」「一般競争入札」「随意契約」などの手続の特徴を把握し、実際にどのような効果と目的があるのかについて学ぶとともに、こうした取り組みを通じて地元企業の実態把握に努め、その健全育成にも力を入れていきたいと話し合っている。なお、この研修の直接のきっかけは、町が求めた工事に1社が事実上独占状態となったり、落札率が99%という工事が連続している事情がある。これらの工事は賛成多数で可決されたとはいえ、議員間には認識や意見の違いも顕在化しており、懸念材料を解明して可能な限り多くの了解を得られるように町の努力も求められるのではないか。

第2に、以上の実践を通して、議会の研修のあり方について審議した。議員が日々研鎖を積むことは基本的な任務であることは言うまでもない。議員個人による研修はそのとおり進めることとなるし、政務活動費の有効活用も大切になっているが、過去において従来の常任委員会による研修の形骸化を心配して一旦廃止した経験を持っている。今般の岩倉市議会訪問においては、調査テーマを鮮明にして特別委員会研修として実行した。参加者は委員会所属メンバーに限定しているが、例えば、1)関心のある議員が政務活動費を活用して一緒に参加できないかとの意見がある。また、2)委員において不参加者が発生した場合には委員でなくてもその人数枠内で参加できる仕組みはどうかとの意見もあり慎重に検討した。

これらの結果、委員でない議員の視察参加を認めるのであれば、議員全員が参加する全員 協議会での議論で結論を得たい。そうした合意ができないのであれば、委員のみによる視察 研修という方式を踏襲することにしたい。

第3に、議員定数に関して審議した。県内15町で最も人口が多い町となり、逆に他町の議員 定数の参考になる場合も想定される。現在の14名で2万8,500名の有権者がいれば、議員1 名当たりの有権者は2,000名を超えている。広陵町が誕生して以来の議員定数については 平成27年11月1日発行の「広陵町議会60年の歩み」に詳しい。

「合併直後の広陵町議会議員総数は何と48名、昭和30年4月15日に馬見町・瀬南村・百済村が合併して広陵町が誕生しました。合併時の議員は1年間その身分が保証されたのでこのような人数になったようです。翌年4月に合併後初の全町一区による選挙で22名の議員が誕生しましたが、同年9月に箸尾町が編入され新たに10名の議員が誕生し32名に。結局4自治体一区の選挙は昭和35年4月の選挙で22名になったのでした。その後定数の見直しが進められ昭和43年には18名に、昭和63年には16名、平成20年には14名となり現在に至っています。議員1人当たりの人口は昭和35年には709名から平成20年には2,393名と3.3倍になっています。議員定数を減らせば議会の力が弱まり住民の声が届きにくい心配もあります。

適切な定員を確保することが大切です。」

これが広陵町議会60年の歩みに載っております。

この中でも述べられているように、議員定数減は議会の力が弱まり住民の声が届けにくい心配が出る。現に16名の時代に3常任委員会であったものが14名では2常任委員会に構成せざるを得ない現状になっている。このことについては平成31年2月1日の議会全員協議会で議員間討論における議題となり、既に話し合いの場が持たれている。他の自治体議会との均衡はあるとしても、むしろ議会の側から議会がどのような活動をしているのかを間断なく的確に有権者に知らせたり、重要なテーマについては有権者に相談を持ちかける活動を位置づけて理解を得るのがよいとの多数意見であった。

第4に、平成28年6月議会から平成30年12月議会の11議会分の一般質問に関して、議会だより記事による整理を試み、全体で309項目の質問を70分野に整理してみた。この結果、同一テーマで誰がどのように質問しているのか、答弁にブレはないのかなどが判明すると同時に、町が答弁をどのように準備するのかの根拠となる法令・条例・審議会・要綱・規則などを町部長各位から指摘してもらったので、以後の一般質問においては事前に踏まえておかなければならない事項が明確になり、町と議員のやりとりがより絡んだものになることが期待される。関係者の御協力に感謝したい。

第5に、政治倫理条例に定める審査員7名の選出が21年間放置されていたことを反省し、議 会から各小学校区単位で各1名と町から2名の計7名の推薦が進められ一歩改善ができた。ま たこのことを教訓に、我が町の条例や規則等において、定めている内容が的確なものであるか どうか、定められたことが守られているのかどうか等を点検する必要があるとの認識が広がり、 例規集に記載されている条例等を町会議員14名全員で分担して点検を行うことを申し合わせ た。もとより、条例制定の審査は町議会にあり、制定された条例の執行責任は町にあることは 言うまでもない。町は、日常的に条例や関係規則の適否を吟味しながら、一定段階で修正や 廃止を提案するなどの役割が求められているのに、今般この活動に遺漏が生じていることが判 明し改善が求められる。同時に、議会にはいわば製造者責任があり、議会の側からの問題点 指摘も重要となっている。こうした動きの中から条例点検作業が開始され、2月21日第11回活 性化委員会に至るまでに、次のとおり4本の条例と3本の規則等において改善すべき中身が 明確になった。よって、町から同じ内容が提案された広陵町町営住宅管理条例改定案を除い た3本の新たな条例改定案を今回の議会において議員提案として手続している。今回の議員 提案に当たっては、急な要請であったが総務部・企画部との意見交換の場を設け、内容を準 備した。今後は事前の検討と意見交換に必要な時間を割くように求められており、そのように 改善したい。現在、広陵町議会は、行動する議会、政策提案する議会などをスローガンに掲 げて議会改革に取り組んでおり、熱心な議論を期待し、その結果適切な結論が得られるように お願いしたい。

以下具体的に述べる。

条例改定その1、広陵町議会政務活動費の交付に関する条例。

昨年9月21日の中間報告ではこの条例に関しては活性化委員会での意見が分かれたことを報告しているが、1)政務活動費の支給は後払いにすること、2)調査研究費及び研修費の支出について報告書の提出を義務づけることの2点については合意しているので、合意している範囲内で改定案を提案している。この改定案は会計規則との整合性を持たせることについて町から必要な指摘を受けたところである。

条例改定その2、広陵町町営住宅管理条例12条(住宅入居の手続)

(1)「町内に居住し、入居決定者と同等以上の収入を有する者で町長が適当と認める連帯保証人の連署する請書を提出すること」を改め「国内に居住し、入居決定者と同等以上の収入を有する者で町長が適当と認める連帯保証人1名の署名する請書を提出すること」とすること。町内在住者2名の連帯保証人との規定はかなり困難な課題であり、むしろ入居の妨げになっている感すらある。今般、改定を提案しようとしたところ、同一内容が町から提案されたため議員提案は行わず、町の提案を審議することとしている。

条例改定(廃止)その3、昭和天皇の崩御に伴なう職員の懲戒免除に関する条例。

既に昭和天皇崩御から30年(1979年秋)を経過し、この5月1日には新天皇の即位が予定されている。この条例の根拠となっている公務員の懲戒免除等に関する法律においては天皇の特定がないのに、広陵町の条例では昭和天皇と特定している。このまま存続させることも検討したが、広陵町において今般この条例を廃止しても、この条例を適用された職員は既に町を退職しており、ほかに、影響を受ける職員が存在しないことが確認できたのでこの際廃止したい。

条例改定その4、教育分野の条例改定では、②広陵町奨学資金支給条例改定を取り上げたい。

- ①広陵町立幼稚園の管理運営に関する規則第2条「定数」「広陵町立北幼稚園140名」は 既に広陵北かぐやこども園に承継されているので廃止する。
- ②広陵町奨学資金支給条例第5条「保証人」「10日以内に保証人2人を定めて」を改め「10日以内に保証人1人を定めて」とする。理由は手続の簡略化で利用しやすい制度に改めることである。
- ③広陵町立学校の管理運営に関する規則第3条「休業日」夏期休業日は「7月21日から8月31日まで」を改め「7月21日から8月24日まで」とする。
- ④広陵町立集会所条例第3条「名称及び位置」「馬見南3丁目集会所広陵町馬見南3丁目9番30号」を改め「馬見南3丁目集会所広陵町馬見南3丁目9番29号」とする。
- ⑤広陵町公民館映写機運営規則、映写機はあるが、この5年間は未使用とのことである。運 用実態をさらに調査したい。

条例制定に伴う規則・要綱の制定その5。

平成23年12月21日制定した広陵町団体補助金等適正化条例について、第6回活性化委員会において、提案者の青木議員から制定の意義及び経緯について報告を受け審議した。 同氏は自治体が補助金を支給している団体が選挙運動に深くかかわる社会問題が提起され ていた当時の状況のもとで、広陵町が補助金を支給している団体において、その構成員から「選挙にかり出されて困る」との意見があることを重視して、第4条「補助団体事業者の責務」として「補助団体事業者は、補助金等が町税その他の貴重な財源で賄われるものであることに留意し、補助金等の交付の目的に従って誠実かつ効率的に補助事業等を行わなければならない」と定めていることに注目した。ところが、補助団体事業者が第4条に逸脱した行動をとった場合に、誰がそのことを判定するのか明示されていないことに加え、さらに第5条「議会の責務」として「補助団体事業者が補助金等の交付の目的の趣旨を大きく逸脱した活動をしたときは、町長に対して補助金等の決定の取り消し及び返還を求めることができる」と定めているが、具体的な運用基準や要綱が制定されていないために効果を上げにくい現状もある。もとより基本的人権の尊重を定める日本国憲法のもとで、個人がその個人の責任において選挙運動を行う(あるいは立候補する)自由があることは言うまでもない。この条例で定める逸脱とは、町から補助金を受ける補助事業団体が、持っている公的性格をないがしろにし、役員等がその立場を利用して、その構成員等に対して支持あるいは不支持を強制しようとすることを言うものであり、他の自治体にあってはこうした弊害を除去するために首長あるいは議会議員になろうとする者は、補助団体事業者の責任者に就任しないことを条例で制定している場合もある。

一方、関連して、広陵町補助金交付規則第13条「補助金の返還等」において、「町長は、補助の指令を受けた者または補助金の交付を受けた者が、次の各号の一に該当するときは、補助金の交付の決定及び補助金の確定の通知を取り消し、または既に交付した補助金の全部もしくは一部の返還を命ずることができる」と規定しており、この結果条例と規則が重複しているのではないかとの懸念が生じている。さらに、担当議員からは、広陵町政治倫理条例によって逸脱行為が防止できる可能性があるのではないかとの指摘もあり、これらの事情を総合的に勘案して今後の方針を立案する必要があるので、3月議会終了後、速やかに点検作業を進め完結させたい。あわせて町の責任についても付言すると、補助団体事業者に関する審議の中で非常勤勤務者名簿の取り扱いが話題になった。議員が各補助団体事業者を正確に把握するためには、従来の名簿枠を取り払い、町が補助金を支給している全ての団体の責任者名簿が不可欠であるので改善を求めたい。

第6に、議会のインターネット中継について審議した。結論を言えば、平成31年度には時間的余裕がなく断念せざるを得ないが、平成32年度からは実施したいとの意見で一致した。その中心は、議会の公開性を高める努力をもっと行うことにある。録画とライブのいずれにするのかとの論議では、両方実施あるいは一方のみのいずれかの実施との結論はまだ出ていない。ライブの場合には突然の休憩が入る場合があり、研修した上牧町では映像は送るが音声はシャットダウンすることにしているとのことだが、これを踏襲してよいかどうか。さらに本会議のみならず常任委員会審議についても中継してはどうかとの意見もあり検討したい。費用の点でも、現在の機材や設備で賄えるところはできるだけ使用するものとし経費削減を常に念頭に置いて議論することにしている。

第7に、タブレットの運用について、堀川委員から報告提案があり審議した。

- 1) 広陵町議会会議規則の一部改定として、従来第102条において「カメラ・携帯電話及び録音機器」の議場内携行を禁止していたが、これらを解除すること。さらに106条において「新聞紙または書籍の類を閲覧禁止」していたが「本会議・常任委員会・議会運営委員会・特別委員会・全員協議会等の町議会に関する会議においては、情報通信機器・新聞紙・書籍等は当該会議の目的内であれば使用できる」規定に改めること。
- 2)タブレットのみに掲載、ペーパーとタブレットの両方に掲載、ペーパーのみのものの分類が提案されたので、全員協議会で確認していただくようにお願いしたい。
- 3)以上を踏まえて「広陵町議会情報通信機器使用規程」案が提案された。この審議において、①通信費の幾らかを議員が負担すべきなのかどうか、②タブレットの利用は議員活動に限定し私用に用いないことを原則としてはどうか、③平成31年4月1日以降、議員は毎日タブレットを開くものとし、従来のFAX送信についてもタブレットに一本化してはどうかが検討課題となっているので、今後の全員協議会で結論を出したい。

第8に、今後の活性化特別委員会の活動について。

本年12月議会最終日までの継続が承認されれば、以下の課題について取り組む計画である。

- ①2月21日第11回議会活性化特別委員会で審議したが、まだ結論を出していない事項の 結論をまとめる。
- ②条例・規則の点検作業を進め、決定されているのに実行されていない条項がないかどうか。 可能であれば条例改定案を提案する。
 - ③その他関連事項。

以上でございます。よろしくお願いいたします。